

平成28年

春の全国交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

実施期間 4月6日(水)～4月15日(金)
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(日)

【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

【重点目標】

- 1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

《運動の目的》

この運動は、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある運動、住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。

また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

【運動の基本】子どもと高齢者の交通事故防止

〔子どもと高齢の方が道路を横断するときは〕

左右の安全をよく確かめ、道路中央付近で今一度、左側の安全を確認しましょう。

〔高齢運転者の方は〕

個人差はありますが、加齢とともに身体機能が低下することを自覚して、より慎重な運転を心がけましょう。

本人および周囲の方の意識の向上のため、昼間における前照灯の点灯を促進する。

〔通学路では〕

通学路等での安全確保のため、子どもの近くを通る時は思いやりのある運転をしましょう。

重点目	自転車安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	飲酒運転の根絶
運転者	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車も車両であることを自覚して、飲酒運転や信号無視等の交通ルールを無視した運転をしない。 ○自転車安全利用五則を実践し、並進走行や傘さし運転、携帯電話・スマートフォンの使用はしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○後部座席を含め、同乗者全員のシートベルトを正しく着用させる。 ○乳幼児を同乗させる場合は後部座席で体格にあったチャイルドシートを正しく着用させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の悪質性・危険性・責任の重大性を自覚して、飲酒運転を絶対にしない。 ○飲酒が予想される外出には公共交通機関等を利用する。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車も交通事故の加害者になり得ることや、自転車保険、交通事故の悲惨さ、責任の重大さ等について家族で話し合う。 ○自転車の点検を励行し、反射材の装着や夜間でのライトの点灯を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルト・チャイルドシートの着用の必要性和効果について、家族で話し合い、また、正しい着用の実践を確認する。 ○自動車に同乗する場合は同乗者全員のシートベルトの着用を互いに確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の危険性について家庭内でよく話し合い、互いに注意する。飲酒の翌日飲酒運転にならないように家族で注意する。
地域学校職場	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車安全利用五則を周知徹底させ、また、自転車利用中の安全を確保するため、子どもと高齢者のヘルメット着用を促進する。 ○自転車利用者による自転車事故被害者救済に資するための保険制度の普及啓発活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルトとチャイルドシートの必要性や正しい着用方法が理解されるよう地域ぐるみ、職場ぐるみで取り組む。 ○後部座席シートベルト着用の重要性を説明し、着用率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「飲酒運転は、凶悪な犯罪である。」との認識を運転者と酒類提供者の双方が共有してハンドルキーパー運動を推進するなど、飲酒運転追放の気運を高める。
関係機関団体	<ul style="list-style-type: none"> 《県・市町村》 各種マスメディアを活用して、運動の周知徹底及び広報啓発を推進する。 《警察》 関係機関に交通事故情報等を提供し、交通事故防止活動の推進に寄与するとともに、交通指導や取締りを強化する。 《教育委員会》 児童、生徒等への交通安全教育を徹底する。 《道路管理者》 交通安全施設の点検や道路情報板等を活用し、広報啓発活動を推進する。 《県民会議構成団体》 街頭啓発活動や広報活動を積極的に推進する。 		